ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

なお、競争参加資格（⑴⑥を除く）を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格（⑴⑥を除く）を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。詳細は、入札説明書による。

⑵　二次審査　発注者から上記⑴に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案［ＶＥ提案］及び工事全般の施工計画の評価を行う。

その際、発注者から「工事全般の施工計画書」について適正であると認められた者が、競争参加資格を有する者として、入札に参加することができる。詳細は、入札説明書による。

4　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次のㇷ゚、ㇷ゙の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ㇷ゚　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ㇷ゙　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記ㇷ゚、ㇷ゙のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記ㇷ゙の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

ㇷ゚　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」

ㇷ゙　工事全般の施工計画

ㇷ゙　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②ㇷ゚、ㇷ゙、ㇷ゙の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②ㇷ゚の技術提案［ＶＥ提案］及び②ㇷ゙の工事全般の施工計画並びに②ㇷ゙の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②ㇷ゚の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②ㇷ゙ㇷ゙の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②ㇷ゚の「本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②ㇷ゙の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵②ㇷ゚、ㇷ゙の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②ㇷ゚「本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　⑵②ㇷ゙で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151（代）内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成30年４月12日から平成30年８月９日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成30年４月12日から平成30年８月９日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

１）一次審査申請書及び一次審査資料　平成30年４月12日から平成30年４月26日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年４月12日から平成30年４月26日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記⑴へ持参すること。詳細は入札説明書による。

２）競争参加資格確認申請書（二次審査）（以下「二次審査申請書」という）及び二次審査資料　3⑴により一次選抜された者は、平成30年５月18日から平成30年６月４日までの休日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成30年５月18日から平成30年６月４日までの休日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記⑴へ持参すること。詳細は入札説明書による。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成30年７月２日から平成30年８月９日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151（代）　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成30年８月９日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成30年８月９日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成30年８月９日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。

開札は、平成30年８月21日10時00分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は除く。）を予定する。